

令和5年3月24日  
関東東北産業保安監督部

### 金属鉱業等鉱害対策特別措置法違反に対する嚴重注意について

令和5年3月24日、関東東北産業保安監督部（以下「当部」という。）は、久根鉱山の指定鉱害防止事業機関である公益財団法人資源環境センター（法人番号：6010005018642）に対して「業務規程違反事象」における金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和48年法律第26号。以下「法」という。）違反に関し、嚴重注意を行いました。

#### 1. 経緯

当部は、久根鉱山（鉱種：銅）において鉱害防止業務を行っている指定鉱害防止事業機関公益財団法人資源環境センターに対し、法第36条第2項に基づく立入検査及び報告徴収を実施した結果、業務規程によらない鉱害防止業務の実施、業務規程に基づく帳簿類（業務日誌、水質測定表）へ虚偽記載をした事実及び当部への当該事象の未報告等を確認しました。

#### 2. 嚴重注意の内容

当該事実は、法第21条の規定に基づく業務規程の遵守義務及び法第29条の規定（帳簿の記載）に違反するため、指定鉱害防止事業機関公益財団法人資源環境センターに対し、法令を遵守し、鉱害防止業務を確実に実施することにより、当該事象を繰り返すことがないよう嚴重に注意しました。

（本件に関する問合せ先）

関東東北産業保安監督部鉱害防止課

鉱害防止課長：平田

担当：井上、福田

電話：048-600-0448